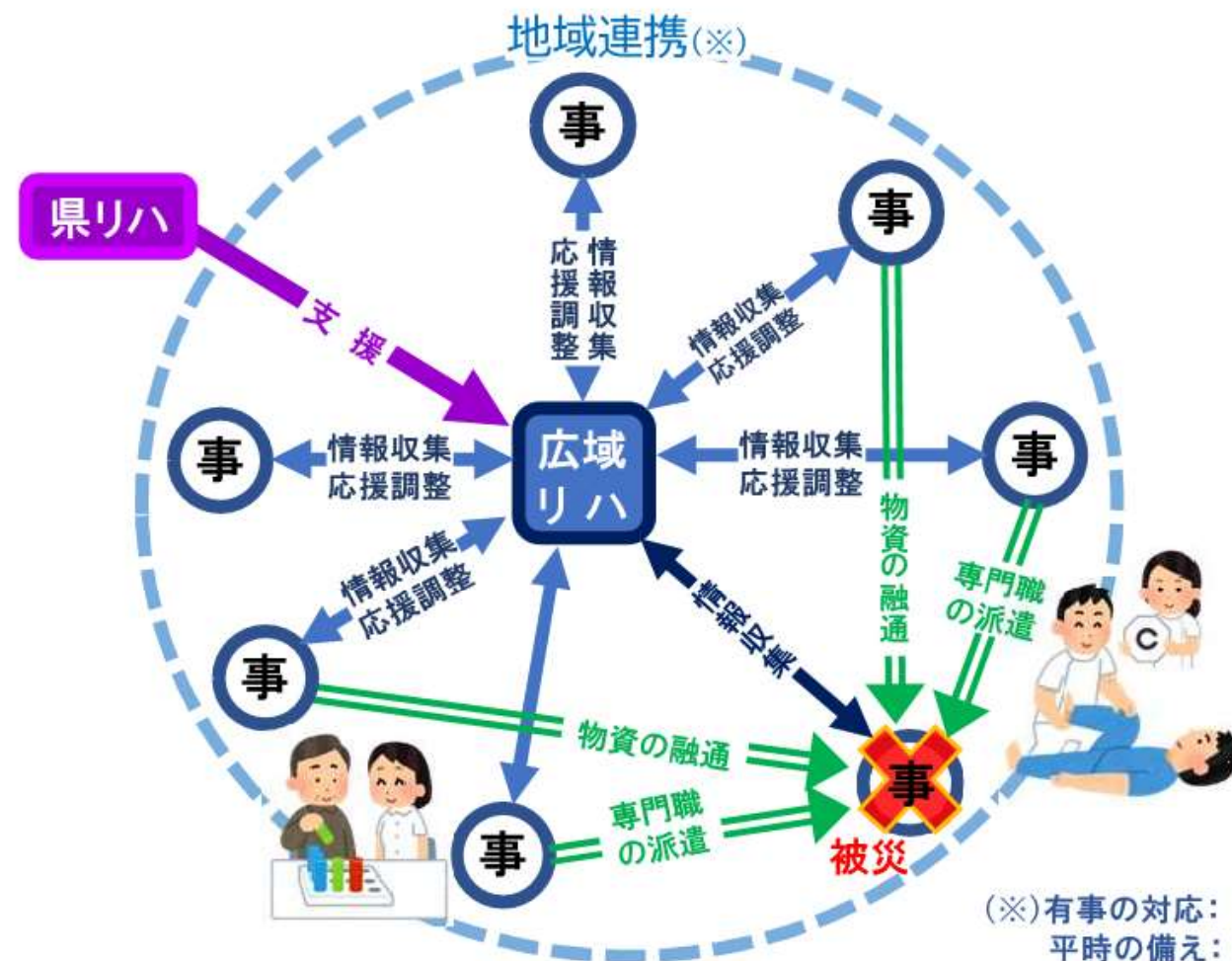


「有事における地域リハビリテーション行動指針」により目指す行動イメージ



**広域
リハ**

①地域リハビリテーション
広域支援センター

地域リハビリテーションを円滑に進めるため、県が二次保健医療圏ごとに1箇所指定する医療機関

県リハ

②千葉県リハビリテーション支援センター

①の支援等を担う県の中核組織として、県が県内1箇所「千葉県千葉リハビリテーションセンター」を指定

事

③リハビリテーションサービス提供事業所等

主に①の支援機能を充実させるため、県が「ちば地域リハ・パートナー」として指定した病院・診療所等(※)のほか、参画を希望する介護・障害福祉サービス事業所 ※R6.1.1時点で174機関

(※)有事の対応: 情報共有、人的・物的応援
平時の備え: 意見交換、研修、訓練

- ① 有事の発生を受け、広域支援センターは、参画した事業所に対して被災状況の情報収集を行うとともに、情報の共有を図ります。
- ② 広域支援センターは、①で得られた情報により、人的・物的にかかる事業所間の応援調整を図り、地域で被災した事業所の支援を行います。
- ③ 県支援センターは、地域連携が円滑に進むよう総合的な支援を行います。